

平成 27 年度・第 25 期

# 助 成 募 集 要 領

《地域文化の振興をめざして》

公益財団法人 **全国税理士共栄会文化財団**

---

〒141-0032

東京都品川区大崎 1 丁目 1 1 番 8 号 日本税理士会館 4 階

TEL. 03 (5740) 8331 FAX. 03 (5740) 8333

<http://www.zenzeikyo.com/cata.html>

# 平成 27 年度・第 25 期助成募集要領

## 1. 趣 旨

一人ひとりが暮らす地域社会の文化は、人々にとって生きる自信や誇りを与えるものであり、その主体性を確立していく必要があります。特に心のふるさとを求めて地域文化の再認識が現在各地で求められているところです。本財団はこのような考え方のなかから、**地域文化の活動**に対し助成を行うものです。

## 2. 助成対象

### ① 音楽・舞踊・演劇等の芸術活動分野

地域における音楽・舞踊・演劇等の芸術活動及びそれらの人材の育成などに努力している個人または団体。

### ② 伝統芸能分野

地域における伝統芸能の保存及び後継者の育成を図るための活動などに努力している個人または団体。

### ③ 伝統工芸技術分野

地域における伝統工芸技術の保存及び後継者の育成を図るための活動などに努力している個人または団体。

### ④ 人材養成事業分野

地域における芸術活動に係る運営・企画及び伝統芸能・伝統工芸技術の保存及び継承のための活動などに係る人材養成に対する助成。

### ⑤ 食文化分野

地域における食文化に関わる技能及び技法、並びに継承者の育成等を図るための活動などに努力している個人また団体。

## 3. 助成条件

① 助成金は、活動のための諸費用を要するものとします。

◆例：研修費、会場費、材料費、道具費、記録費、衣裝修繕費等

② 芸術活動分野、伝統芸能分野および人材養成事業分野の助成は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに実行および支出するものを対象とします。

③ 家元・流派が確立され、維持の見通しが立つようなものは除きます。

④ 過去に本財団から助成を受けた場合、原則として重複しての助成はいたしません。

- ⑤ 海外での活動に対しては助成いたしません。
- ⑥ 助成による「活動結果報告書」（当財団所定の用紙）等の提出が可能であること。  
\* 報告書には領収書(写)、写真、新聞・雑誌等報道記事他を添付してください。  
\* パンフレット・チラシ等を作成の際は当財団名を記載してください。

#### 4. 応募について

〈応募方法〉

本財団ホームページから助成申込書をダウンロードしてください。

◆ 申込書はPDF 及びワードの2種類ご用意しております。

〈応募期間〉

平成27年6月1日～10月31日（当日消印まで有効）

〈結果発表〉

平成28年2月中旬（予定）

◆ 採否の結果は、申込者宛て文書にて通知します。

◆ 採否の結果及び理由に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

#### 5. 応募手続等

〈募集方法〉

**推薦制公募方式**とします。

但し、税理士会及び税理士協同組合並びに税理士、都道府県教育委員会・文化関係部局、学識経験者、報道機関等いずれかの推薦及び本財団所定の推薦書を必要とします。

〈提出書類〉

1. 助成申込書
2. 助成を希望する活動及び収支計画と実績
3. 推薦書  
\* 1～3については、所定の用紙に記入（または入力）し作成して下さい。
4. 活動中の写真
5. 参考資料等

◆ 所定の用紙に書ききれない場合は、別紙に追記でも構いません。

◆ 応募手続書類等は、原則として返却しません。

◆ 申請書は郵送（簡易書留他、宅急便は不可）でお願いします。

## **6. 選考方法**

書類選考を中心に本財団の選考委員会で厳正に審査し、採否と助成金額を理事会に答申し、決定いたします。

## **7. 助成金額**

1件につき原則として50万円を限度とし、応募内容を審査の上、具体的な助成額を決定いたします。

## **8. 助成実行の時期**

助成決定後ご連絡いたします。発表会、展示会等を伴うものについては、ご相談の上実行いたします。